

平成27年9月2日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年(行)第4号 政務調査費返還請求控訴事件

(原審 金沢地方裁判所平成24年(行)第5号)

口頭弁論終結日 平成27年6月24日

判 決

金沢市

1 審 原 告

金沢市広坂1丁目1番1号

1 審 被 告 金沢市長 山野之義

同訴訟代理人弁護士 向 峰 仁 志

主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は各自の負担とする。
- 3 原判決主文3項は、1審原告の請求の減縮により失効した。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 1審原告

原判決を次のとおり変更する。

- (1) 1審被告は、原判決別紙議員目録（以下、単に「議員目録」という。）の議員欄記載1ないし3, 10, 12, 15, 18, 21, 28, 32, 33の各相手方に対し請求額欄記載の各金員、議員欄記載6の相手方に対し9011円、議員欄記載16の相手方に対し19万2260円及び議員欄記載17の相手方に対し34万4955円、並びにこれらに対する平成23年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- (2) 1審被告は、議員目録の議員欄記載4, 5, 7ないし9, 11, 13, 14, 19, 20, 22, 23, 25ないし27, 29ないし31の各相手方

に対し確定遅延損害金欄記載の各金員を、及び議員欄記載 2 4 の相手方に対し 9 4 2 0 円をそれぞれ支払うよう請求せよ。

2 1 審被告

- (1) 原判決中、1 審被告敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記に係る 1 審原告の請求をいずれも棄却する。

第 2 事実関係

1 事案の概要

- (1) 本件（原審における事案）は、金沢市の住民である 1 審原告が、議員目録の議員欄記載の金沢市議会議員について、それぞれ平成 2 2 年度に交付を受けた政務調査費を、金沢市議会政務調査費の交付に関する条例所定の使途基準に反して支出したため、金沢市に対して違法支出に係る金額に相当する金員を不当利得として返還するとともに、その履行期限の翌日である平成 2 3 年 5 月 1 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金を支払うべきであるところ、1 審被告がその請求を怠っていると主張して、1 審被告に対し、地方自治法 2 4 2 条の 2 第 1 項 4 号本文に基づき、①議員目録の議員欄記載 1 ないし 3 , 6 , 1 0 , 1 2 , 1 5 ないし 1 8 , 2 1 , 2 8 , 3 2 , 3 3 の各相手方に対し、請求額欄記載の各金員及びこれらに対する上記同日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を、②1 審原告が返還を求めていた金員を支払った議員目録の議員欄記載 4 , 5 , 7 ないし 9 , 1 1 , 1 3 , 1 4 , 1 9 , 2 0 , 2 2 , 2 3 , 2 5 ないし 2 7 , 2 9 ないし 3 1 の各相手方に対し、返還額に対する上記同日から支払日まで民法所定の年 5 分の割合による確定遅延損害金欄記載の金員の支払（ただし、一部を返還した議員欄記載 2 4 の相手方に対しては、請求額欄記載の金員と確定遅延損害金欄記載の金員との合計額及び請求額欄記載の金員に対する上記同日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払）を、それぞれ請求することを求めた事案である。

(2) 原審は、1審原告の本件請求について、各議員の支出の一部が使途基準に適合しないとして、1審被告に対し、清水邦彦（議員目録の議員欄記載10の相手方。以下、各議員の氏名をもって呼称する。）に対し75万9881円を、横越徹に対し2万4799円を、生きよみに対し4147円をそれぞれ支払うよう請求することを求める限度で認容し、その余をいずれも棄却した。

(3) この原判決に対し、当事者双方がそれぞれ敗訴部分の取消し等を求めて控訴した。

1審原告は、当審において、大桑進、横越徹、田中展郎及び生きよみとの関係で請求を減縮し、1審被告に対し、大桑進に対し9011円、横越徹に対し19万2260円及び田中展郎に対し34万4955円、並びにこれらに対する平成23年5月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を、生きよみに対し確定遅延損害金9420円の支払を（なお、生きよみに関し、原審が認容したのは支出した政務調査費のうちの不当利得金（元金）であって、1審原告によって取り下げられている。），それぞれ請求することを求めた。

2 法令等の定め及び前提事実

本件の法令等の定め及び前提事実は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2の2及び3に記載されたとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決5頁4行目の「玉野道の18名」を「玉野道及び生きよみの19名」に、同6行目の「全額を、また、升は、7753円を」を「全額（ただし、生きよみは、当初の請求に係る4万6875円のうち、7753円を原審段階の平成27年2月10日に、残額の3万9122円を当審段階の同年5月26日にそれぞれ返還した。）を」にそれぞれ改める。

(2) 原判決5頁10行目の「求め、」から15行目末尾までを「求めるものに

変更した（ただし、升きよみについては、上記の 7753 円に対する平成 23 年 5 月 1 日から支払日まで年 5 分の割合による金員 1467 円と、上記の 3 万 9122 円に対する同日から支払日まで年 5 分の割合による金員 7953 円の合計額である 9420 円の支払請求を求める事になる。）。」に改める。

3 争点及び当事者の主張

本件の争点及び当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第 3 に記載されたとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 6 頁 10 行目の次に、以下を加える。

「金沢市議会政務調査費運用の手引き（乙 1）は、議員活動は、調査研究活動と他の活動が渾然一体となっていることから、事務所経費への政務調査費の充当に当たっては、各活動の実態に応じて按分して充当する必要があると定めている。したがって、このような按分充当をすることなく事務所経費の全額に政務調査費を支出することは、それ自体、当該支出が本件使途基準に適合しないことを推認させるというべきである（なお、手引きは平成 27 年 4 月に改訂され、政務調査費（政務活動費）の事務所経費への充当は 2 分の 1 を上限とすることに改められた。）」

(2) 原判決 6 頁 11 行目の「各支出は、」の次に「その全額又は 2 分の 1 が」を、同 7 頁 4 行目の「必要があり」の次に「（ただし、田中展郎については、赤色表記以外のお茶代、茶菓子代の支出に関して同様に 2 分の 1 の按分充当をする結果、使途基準に適合しない金額は 39 万 3144 円となる。）」をそれぞれ加え、同 11 行目の「，升」及び 12 行目の「，24」をそれぞれ削る。

(3) 原判決 7 頁 13 行目の「必要があり」の次に「（ただし、大桑進については、赤色表記以外のお茶代、コーヒ一代の支出に関して、横越徹については、赤色表記以外のお茶代、茶菓子代、清掃器具のリース代、トイレットペーパ

一代の支出に関して、それぞれ同様に2分の1の按分充当をする結果、使途基準に適合しない金額は、大桑進については1万8705円となり、横越徹については21万7129円となる。」を、同15行目の「合計は」の次に「（ただし、大桑進、横越徹、田中展郎及び生きよみを除く。）」をそれぞれ加える。

(4) 原判決7頁18行目の次に、以下を加える。

「 本件各議員において事務所の利用の仕方は様々であり、上記の手引きは、調査研究活動専用事務所については、事務所経費に政務調査費を全額充当することも認めている。したがって、事務所経費に政務調査費を全額充当しているとの事実だけでは、使途基準不適合が推認されるとはいえない。」

(5) 原判決9頁18行目から24行目までを次のとおり改める。

「 本件条例10条2項は、収支報告書等の提出期限のみならず、前金払として交付された政務調査費の精算期限が翌年度の4月30日であることを規定するものであるから、政務調査費の支出が本件使途基準に適合しないときに議員が負う不当利得の返還義務は、翌年度の4月30日という確定期限の定めがある債務である。したがって、本件各議員は、不当利得として返還すべき政務調査費について、平成23年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金（本件全額返還議員については支払日までの確定遅延損害金）の支払義務を負う。」

(6) 原判決10頁5行目の「記載のとおり」の次に「（ただし、大桑進については1万8705円、横越徹については21万7129円、田中展郎については39万3144円であり、生きよみを除く。）」を、同6行目の「記載のとおり」の次に「。ただし、大桑進については9011円、横越徹については19万2260円、田中展郎については34万4955円であり、生きよみを除く。」を、同8行目の「記載の金員」の次に「（ただし、生きよみ

については9420円)」をそれぞれ加え、同行の「また、」から10行目末尾までを削る。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、1審原告の本件請求（ただし、当審における減縮後の請求）は、1審被告に対し、清水邦彦に対して75万9881円を、横越徹に対して2万4799円をそれぞれ支払うよう請求することを求める限度で理由があるから、これらを認容し、その余はいずれも理由がないから棄却すべきであると判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第4の1ないし6に記載されたとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決11頁12行目の次に、以下を加える。

「なお、1審原告は、政務調査費の支出の違法性を判断するに当たっては、政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であるか否かという基準ではなく、本件使途基準に適合するか否かを基準とすべきであると主張するが、後述するところから明らかであるとおり、本件使途基準を具体的な指標とした上で、政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であるか否かを検討しているのであるから、1審原告の主張は当を得ない（原判決を正解しない）ものといわなければならない。」

(2) 原判決12頁3行目の次に、以下を加える。

「(1) 按分充当をしないことが外形的事実に当たるかについて

平成22年度当時の手引きによれば、事務所経費への政務調査費の充當に当たっては、充当が認められる事務所は1か所に限り、かつ、議員活動は調査研究活動と他の活動とが渾然一体となっていることから、各活動の実態に応じて按分する必要があるとし、調査研究活動専用事務所、調査研究活動事務所+政治団体事務所、調査研究活動事務所+住居等、調査研究活動事務所+政治団体事務所+住居等の事務所の形態別に応じ、特定の費目ごとに按分率の上限が定められている。このように、手引き

においては、調査研究活動のために専用に使用する事務所があり得ることは当然の前提となっていて、実態としても、特定の事務所がそのような使われ方をすることは何ら不自然不合理ではないのであり、調査研究活動専用事務所については、事務所経費の全額に政務調査費を充当することが許されていたものというべきである。なお、平成27年4月に改訂された手引き（甲54）では、事務所経費への政務調査費（政務活動費）の充当は2分の1を上限とすることに改められたが、議会の政策的な判断の推移は別として、改訂前の手引きの内容も相応の合理性を有するものであり、議員が行為当時の準則といえる手引きの内容に従う限り、使途基準に沿った支出であることが推認されるというべきである。

したがって、事務所経費への支出につき按分充当がされていないことをもって、外形的事実に当たるとはいえない。」

- (3) 原判決12頁4行目の「(1)」を「(2)」に、同6行目から7行目にかけての「該当しないから、その全額が」を「該当しないなどとして、上記②の全額、上記①、③及び④の2分の1が」に、同23行目及び24行目の「全額が」を「全額又は2分の1が」にそれぞれ改める。
- (4) 原判決13頁1行目の「(2)」を「(3)」に、同4行目の「一角」を「所有・経営する温泉旅館の1階の一部10平方メートル」にそれぞれ改め、同8行目から15行目までを次のとおり改める。

「 議員が自ら支配する会社の所有する建物を事務所として使用し、その賃料の支払に政務調査費を充てるということは、形式的には法人格を異にするとはいえ、実質的には会社への利益供与を通じて間接的に議員の個人資産の維持形成のために政務調査費が使用されるおそれがあるし、その賃料も適正額を超えて恣意的に決められるおそれが高いといえるのであって、当該支出には外形的事実があるといえ、そうである以上、1審被告又は返還を求められた議員の側において、当該支出が政務調査費の本来の使途及

び目的に適合することを立証する必要がある。

本件においては、一般的に議員が調査研究活動をする拠点として温泉旅館が適切であるかは疑問であることはおくとしても、問題の事務所の床面積はわずか10平方メートルにすぎず、しかも、建物玄関横の部屋の一角に設けられていながら、1審被告の主張では、7万円の月額賃料は、温泉旅館の施設利用料の30日分をもとに算定されたというのであって、そもそも比較の対象が不適切であることを考えると、本件使途基準や手引きに照らし、当該支出がにわかに適正かつ合理的であるとは認められず、上記賃料額は明らかに高額にすぎるといわざるを得ない。」

(5) 原判決13頁17行目の「(3)」を「(4)」に改め、同21行目の「ことを」から22行目末尾までを次のとおり改める。

「。しかし、安達前は、平成25年3月19日付で議長宛に平成22年度政務調査費の修正した収支報告書を提出し、上記の不適当な支出3万9748円について、これを政務調査費から支出せずに自己資金から支出することとし、それに伴って自己資金の金額を従前の12万4215円から8万4467円に減額して計上したことが認められる(乙37)。そうすると、この点の違法性は解消されたといるべきである。」

(6) 原判決13頁23行目の「(4)」を「(5)」に、同25行目の「その趣旨」から14頁4行目までを「1審原告の主張が採用できないことは、前記のとおりである。」に、同5行目の「そこで検討するに、」を「なお付言すると、」に、同24行目の「そのための立証方法を容易に想定し難いところであり、」を「容易でなく、」にそれぞれ改める。

(7) 原判決15頁25行目の「，升」を、同16頁7行目から8行目にかけての「，升のマイクロソフトオフィス代2万3800円(甲32の6)」を、同13行目から14行目にかけての「，升につき1万1900円」をそれぞれ削り、同17頁16行目末尾の次に「このことは、交付を受けた政務調査

費に係る残余があるときの返還義務を市長の返還命令に係らしめ、その確定的な履行期限を定めていないことからも裏付けられる。」を加える。

(8) 原判決17頁18行目の「別紙議員目録」を「議員目録中、下沢広伸、清水邦彦、横越徹、山野之義に係る」に改め、同21行目の「、升につき1万1900円、安達につき3万9748円」を削り、同24行目から18頁5行目までを次のとおり改める。

「上記の4名については、自己資金（下沢広伸につき17万3229円、清水邦彦につき8万0119円、横越徹につき2万4869円、山野之義につき3372円）で負担した分があるから、これを上記の使途基準不適合に係る支出額から控除した金額について、不当利得に基づく返還義務が生じる。そうすると、その金額は、清水邦彦につき75万9881円、横越徹につき2万4799円となる（なお、下沢広伸及び山野之義については、使途基準不適合に係る支出額が自己資金を下回っているから、利得が生じておらず、返還義務は存しない。）。

2 よって、1審被告に対し、清水邦彦に対し75万9881円、横越徹に対し2万4799円をそれぞれ支払うよう請求することを求める限度で1審原告の請求を認容し、その余の請求を棄却した原判決は相当であるから、本件各控訴はいずれも理由がない。

なお、1審原告は、当審において請求を減縮したので、原判決主文3項は失効している。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判長裁判官 内 藤 正 之

裁判官 寺 本 明 広

裁判官 大 野 博 隆

これは正本である。

平成27年9月2日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 小川 美穂子

